

検査補助業務委託業務処理要領

第1 総則

受託者は、この要領に定めることにより、この契約に基づく委託業務を処理するものとする。

第2 選任届等

受託者は、委託契約書第5条の規定による業務処理責任者及び検査補助作業員を別記第1号様式により報告するものとする。

なお、当該届出に当たって、フォークリフトを操作する者は厚生労働省で定める「フォークリフト運転技能講習」、また、ホイストクレーンを操作する者は「クレーンの運転の業務特別教育」、「玉掛技能講習」等の各修了証の写しを添付すること。

第3 検査補助作業員の職務

検査補助作業員は、別紙「死亡牛BSE検査補助業務内容」に掲げる業務を処理するものとする。

第4 報告等

1 受託者は、その処理した業務の内容について、検査処理業務記録簿（別記第2号様式）を備え、一日の業務終了の都度、次の内容について記録しておくものとする。

- (1) 空知家畜保健衛生所BSE検査室において処理した業務
- (2) その他記録を必要とする事項

2 受託者は、毎月分の実績について、翌月直ちに委託業務実施報告書(別記第3号様式)により、委託者に報告し、併せて委託者の業務担当員の確認を受けなければならない。

第5 作業場所

北海道空知家畜保健衛生所BSE検査室（南幌町南7線西15）

第6 作業日

原則として、作業日は月曜日から金曜日までとし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）、毎月1回の指定する月曜日並びに8月15日は休業日とする。

ただし、北海道が業務を行わないこととした作業日については、受託者へ通知の上、作業日から除くことができるものとし、この場合においては、委託料の変更は行わないものとする。

また、上記の作業日、次の作業時間以外に作業を行う場合は、あらかじめ委託者と受託者で協議の上決定することとし、この場合においても委託料の変更は行わない。

第7 作業時間

原則として、作業時間は9時から16時30分で、そのうち12時から13時は休憩時間とする。

第8 その他

1 家畜保健衛生所職員が不在の時間に作業を行う場合は、安全には十分注意を払

- い、受託者が責任を持って作業を実施すること。
- 2 借用した鍵は慎重に取り扱い、作業を遂行するために必要な時間と場所に限りて使用すること。
- 3 この要領に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、実施するものとする。

(別記第3号様式)

委託業務実施報告書

月分

月	日	曜日	従事者名	業務の内容

年 月分の検査補助業務について、上記のとおり実施したことを報告します。

年 月 日
北海道空知総合振興局長 様

住 所
名 称
代表者職・氏名 印

次のとおり実施したことを確認する。
令和 年(年) 月 日

所 属
業務担当員職・氏名 印